

「SafeworK 向上宣言」実施・運営要領

～ 安全で健康に働くことができる職場環境を実現するために ～

制定：令和3年6月30日

改定：令和5年8月4日

一部改定：令和5年9月4日

1 趣旨

宮城労働局では、令和5年度を初年度とする5か年計画である「第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）を策定し、14次防の行動指標となるアウトプット指標と成果指標となるアウトカム指標により、人の行動に由来する災害、高年齢労働者の災害防止等を中心として、令和4年と比較して令和9年までに、死亡災害5%以上の減少、死傷災害を減少に転ずることを目標としている。

令和元年6月、「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」の独自ロゴマークを制定、その活用を推進し、令和2年5月、健康で安全に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主の意思を企業内外に表明する制度「SafeworK 向上宣言」（以下「宣言」という。）を創設し、建設業労働災害防止協会宮城県支部の協力により建設業で先行実施している。その後、令和3年6月には対象を全業種に拡大し、令和5年3月31日までに、管内の延べ514事業場からの宣言が登録されている。

今般、14次防がスタートしたことに伴い、これまでの宣言事業場登録を活かしつつ、14次防の目標達成に資する新たな「SafeworK 向上宣言」の実施により、事業場等における労働災害防止はもとより、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた取組を更に促進するものである。

2 運営者等

宮城労働局、県内各労働基準監督署

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

3 実施対象者（宣言者）

県内各事業場の事業主及び労働者（以下「事業主等」という。）

4 事務局

宮城労働局労働基準部健康安全課

5 実施期間

第14次労働災害防止推進計画期間（令和9年度まで）

6 実施対象者（宣言者）の実施事項等

- (1) 上記趣旨に賛同する事業主等は、様式1「SafeworK 向上宣言」を作成のうえ、事業場内の見やすい場所に掲示する等して事業場内外に表明し、労働災害防止や職場環境の改善等を積極的に推進すること。

なお、宣言内容には、①人の行動に由来する行動災害、②健康状況や体力低下に伴う高年齢労働者の特性に由来する災害のいずれかについて、労働者自身の労働災害防止に係る意識向上策を一つ必ず含めること。

あらかじめ安全衛生委員会（法定の委員会等がない場合は職場懇談会等の任意の機会に差し支えない。）において労働者の意見を聴取するとともに、内容は、分かりやすく簡潔に、かつ具体的な記載とすること。

- (2) 宣言後、様式2「SafeworK 向上宣言『安全衛生管理自己診断』シート」を実施し、改善すべき事項がある場合には改善を図ること。

なお、本制度は事業主のみならず、人の行動に由来する行動災害及び高年齢労働者の災害防止等、労働者自身の労働災害防止に対する意識向上を目的の一つとしていることから、特に、作業員や安全衛生に係る管理者に対する計画的な教育・研修の実施に努めること。

- (3) 宣言登録等

ア 運営者等は宣言内容等を登録するので、事業主等は様式1及び様式3「SafeworK 向上宣言登録シート」を用いて事務局に、メールにより提出すること。

なお、宮城労働局ホームページへの掲載は任意とし、同ホームページへの掲載を希望しない場合は、様式3の所定の欄にチェックを入れること。

また、令和4年度までに登録済の場合は、引続き有効とするが、令和5年度以降において登録を更新する場合は、本要

領に基づいた内容の宣言とし、この場合を含め、宣言後の登録内容更新の場合は、再登録として事務局に提出すること。

登録先アドレス：kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp
送付メールの件名は、「SafeworK 向上宣言」（再）登録（事業場名）とすること。

イ 掲載中止を希望する事業主等は、事務局に登録破棄を申し出ること。

7 運営者等の実施事項

- (1) 宣言登録等を促進するためには、労使当事者を含め、地域における認知度を高めることが必要であることから、それぞれ、ホームページへの掲載をはじめ、各種会合やパトロール、広報誌掲載等の機会をとらえた関係事業主等への周知に努めること。

また、宮城労働局及び各労働基準監督署は、個別事業場に対する指導及び集団指導等の機会において、宣言することのメリットを説明することにより登録の促進に努めること。

- (2) 宣言者に対して、「SafeworK 向上宣言」、「安全衛生管理自己診断」シートの結果に基づく改善や教育の実施等の支援を行うこと。

また、各団体独自のポスターやのぼり旗等によるPR、宣言事業場等を対象とした情報提供や説明会の開催等、工夫した周知に努めること。

- (3) 宮城労働局は、本実施要領及び関係様式等をホームページに掲載するとともに、宣言登録した事業場の登録番号をメールにより通知すること。

なお、再登録の場合、登録番号は変更しないこと。

(様式等)

様式1 SafeworK 向上宣言

様式2 SafeworK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シート

様式3 SafeworK 向上宣言登録シート

- (4) 宮城労働局は、様式3の情報のうちホームページへの掲載を希望する事業場について、①登録番号（宮城労働局にて付与）、②宣言日、③事業場名、④所在地（市・町・村まで）及び様式1をホームページに掲載すること。

なお、宣言の内容等が本制度の趣旨に反することが明らかである場合及び事業主等から掲載中止の申出があった場合には掲

載を中止すること。

8 登録情報の取扱い

- (1) 登録情報は運営者等の間で共有すること。
- (2) 運営者等のうち関係団体による上記7の(2)の支援は、事業主等の希望により実施すること。

9 宣言登録開始

令和5年8月4日から受け付けること。

「SafeworK 向上宣言」登録によるメリット

本制度の目的は、安全で健康に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主等の意思を表明する機会の提供です。例えば、以下のとおり、制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。

- 1 事業場内の見やすい場所へ掲示等
事業場内に掲示等による宣言内容の労使共同の再認識、取引先等の理解促進。
- 2 ロゴマークの使用
企業内外において「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」のロゴマークが使用可能。
- 3 宮城労働局等のホームページ上に公開
インターネット上で公開することによるPR効果。
- 4 ハローワーク求人票等に、「SafeworK 向上宣言」事業場である旨を記載
求人票の特記事項欄に記載することによる採用効果。

求人票（見本）

求人番号 13010- 3591 事業所番号 1301-123456-8		受付年月日 令和元年5月18日 紹介期限日 令和元年7月31日		就業地住所 東京都千代田区		職業分類 361-01	
求人票（フルタイム）				公開範囲 事業所名等を含む求人情報を公開する		産業分類 854 老人福祉・介護事業	
識別欄				トライアル雇用併用 地方自治体、民間人材ビジネス共に可			

1 求人事業所		3 賃金・手当	
事業所名 株式会社 ハローワークケア 所在地 東京都千代田区 事業内容 介護付有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム・認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の運営		採用人数 1人 募集理由 欠員補充 選考方法 書類選考 面接（予定 2回） 筆記試験 あり 結果通知 書類選考合格後 面接後 7日以内 通知方法 求職者マイページに 郵送 あり 日時 随時 選考場所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇 1-X-X 〇〇ビル〇〇号 〇〇号00号 A2-ク1紹介状 履歴書（写真貼付） 職務経歴書 自己PR（職歴がない方） 送付方法 郵送 郵送の送付場所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇 1-X-X 応募書類の返却 選考後は返却 選考に関する特記事項 ハローワークから電話連絡の上、面接日前までに履歴書、職務経歴書（又は自己PR）、ハローワーク紹介状を郵送してください。	
4 労働時間 変形労働時間制（1ヶ月単位） (1) ~ (2) ~ (3) ~ 又は ~ の間の 時間 就業時間に関する特記事項 変形労働時間制により、(1) 7:00~16:00、(2) 10:00~19:00、(3) 16:00~翌10:00とし、シフト表で決定する。(3)は休憩120分 時間外労働あり 月平均 18時間 36協定における特別乗項 なし 特別な事項・期間等 就業時間 40分 年間休日数 106日 その他 週休二日制 その他 休日 4連休 シフト制 6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日		6 会社の情報 企業情報 従業員数 118人 設立年 昭和58年 就業場所 (うち女性 労働組合 あり (うちパート 事業内容 介護付き有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム・認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の運営 会社の特色 「ご利用者やご家族、地域の方に満足していただくため、「社員が働き生き生きすること」を大切にしています。現在、東京都内に〇施設を運営。子育て休暇等、福利厚生にも力を入れています。 役員/代表者 代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表者名 〇〇〇 〇〇〇 就業規則 フルタイム あり パートタイム あり 職務給制度 あり 復職制度 あり 育児休業 取得実績 あり 介護休業 取得実績 あり 看護休暇 取得実績 あり 外国人雇用実績 あり U・I・J ターゲット あり 求人に関する特記事項 ・制度は貸与します。 ・駐車場の利用費用は無料です。 ・職場は25名体制で、20代から60代まで、幅広い年齢層の方が活躍されています。 ※「資格は取得したが、業務経験がない」という方も歓迎します。丁寧にOJTを行いますので安心して応募ください。	
5 その他の労働条件等 加入保険 雇用 労災 健康 厚生 退職金共済 退職金制度 あり (勤続 3年以上) 企業年金 厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金 定年制 あり (一律 65歳) 再雇用制度 あり (上限 65歳まで) 勤務延長 なし 入居可能な住宅 あり 利用可能な施設 なし 託児施設に関する特記事項		7 選考等 採用人数 1人 募集理由 欠員補充 選考方法 書類選考 面接（予定 2回） 筆記試験 あり 結果通知 書類選考合格後 面接後 7日以内 通知方法 求職者マイページに 郵送 あり 日時 随時 選考場所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇 1-X-X 〇〇ビル〇〇号 〇〇号00号 A2-ク1紹介状 履歴書（写真貼付） 職務経歴書 自己PR（職歴がない方） 送付方法 郵送 郵送の送付場所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇 1-X-X 応募書類の返却 選考後は返却 選考に関する特記事項 ハローワークから電話連絡の上、面接日前までに履歴書、職務経歴書（又は自己PR）、ハローワーク紹介状を郵送してください。	

【求人に関する特記事項の欄】

「Safework 向上宣言」登録企業は、次の内容を記載できます。

宮城労働局「Safework 向上宣言企業 登録番号第号」**

※ 登録番号は、「Safework 向上宣言」登録番号通知書をご確認の上、ご記入ください。

ホームページ掲載希望の事業場様の登録番号は、宮城労働局ホームページ「Safework 向上宣言」特設サイトの宣言事業場名一覧においてもご確認いただけます。

「SafeworK 向上宣言」フローチャート

【ステップ 1】

本制度の趣旨に賛同する事業主等は、安全衛生委員会等の場を活用して労働者の意見を聴取のうえ、様式 1 「SafeworK 向上宣言」を作成し、事業場内の見やすい場所に掲示する等して事業場内外に表明するとともに、労働災害防止や職場環境の改善等の宣言事項について労使が協力して推進する。（安全衛生委員会等の設置がない場合は、職場懇談会等の任意の機会代替して差し支えない。）

【ステップ 2】

事業主等は、様式 2 SafeworK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シートによる点検等を実施し、改善等すべき事項がある場合は、改善に着手する。

なお、宣言事項の推進、或いは、自己診断結果に基づく改善等に際しては、安全衛生管理年間計画を作成するなどして計画的に取り組むことが望ましく、また、必要に応じて各運営者等に支援等を求めることができる。

支援等の求めを受けた各運営者等は、求めに応じた必要な支援等に努める。

【ステップ 3】

様式 1 及び様式 3 「SafeworK 向上宣言登録シート」をメール添付により、宮城労働局に提出する。

宮城労働局は、メールにより登録番号を通知するとともに、様式 3 の公開情報及び様式 1 を宮城労働局ホームページに掲載し、併せて、他の運営者等との間で当該情報を共有する。